

入札監理小委員会の審議結果報告

空港有害鳥類防除業務

国土交通省の空港有害鳥類防除業務について、当該民間競争入札実施要項（案）を入札監理小委員会において審議したので、その結果（主な論点と対応）を以下のとおり報告する。

1. 事業概要について

(1) 事業の概要

○事業概要および目的

本事業は、空港及びその周辺における航空機と鳥の衝突を防止し、航空機の運航の安全を確保するため、定期巡回や威嚇作業、観察による鳥類の動静把握等を行うものである。

○実施施設 松山空港、高知空港、北九州空港、大分空港、長崎空港の5カ所

○事業期間 平成30年4月から平成33年3月までの3年間

(2) 選定の経緯

一般競争入札において特定の財団法人による1者応札が継続し、自主選定により平成24年度に公共サービス改革基本方針別表に記載された。

平成26年度に仙台空港で市場化テストを開始し、対象空港を拡大している。そして平成30年度から松山・高知・北九州・大分・長崎空港において市場化テストを実施することとなった。

【実施空港と事業期間】

空港名	年度	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
仙台 ※								
熊本/宮崎/鹿児島/那覇								
新千歳/函館								
松山/高知/北九州/大分/長崎								

※民営化のためH28.6をもって市場化テスト対象外

2. 委員会での審議を踏まえた対応について

【論点1】 参入可能事業者の調査、業務把握

参入可能事業者の数、業務内容、またどのようなジョイントの組み方があるのか等、整理して情報収集するよう指摘を受けている。

【対応1】

現場説明会及びセミナーで、参加事業者に業務内容を口頭にてヒアリングしたところ、これまで電子機器製造業務、情報通信関連業務、警備業務、害虫駆除業務を受注しているとの回答を得ている。

【論点2】初期設備について（〔資料4-2〕実施要項 7頁、1. 2. 5、(1)）民間事業者が初期設備（車両、防除機器）を準備しなくてはいけないことについて、国が調達して貸与する方法に改善できないかを検討することとなった。

【対応2】

航空局内の他の契約業務を確認したところ、特殊な車両以外を国で用意し、民間事業者に使用させるということには行っていない。また防除機器（スピーカー・回転灯等）は安価であり、民間事業者の受注の障害にはならないと考えられるため、効率的な予算執行を求められる中、査定当局への説明及び理解を得ることが難しいと判断し、予算要求をしていない。

【論点3】防除機器の代替案（〔資料4-2〕実施要項 1頁、1. 1. 3、(1)、①）銃器以外の新たな防除機器の検討の余地があるか。

【対応3】

現在、国内外で銃器が最も効果的な手法と認められる。しかし実施要項に記載の相当品の銃器と比べ、効果が確保できる提案が民間事業者からなされた場合は、検討して認める方針。また、航空局としても関連情報の収集に努めることとする。

3. その他の修正変更について

（別添1）従来の実施状況に関する情報の開示（実施要項 26 頁）にて、

「1日の実員数」と「平成28年度の臨時出勤数」を追加記載。

4. 実施要項（案）の審議結果について

【論点1】

特定の財団法人による1者応札が継続していることから、セミナー参加者等に対してヒアリングが必要。入札参加しない理由として、銃を扱う業務であるからか、又は航空機が運航する制限区域内での業務であるからか。

【回答1】

航空機が運航する制限区域内での業務については、「航空機の運航及び飛行場の運用」研修があり、研修を受ければ誰でも参入は可能であり、問題はないと考えている。日本においては、銃を取り扱う者が少ないということが主たる原因と考える。

【論点2】

「航空機の運航及び飛行場の運用」研修は、民間事業者が行うのか。重要な内容であり、発注者自身が研修を行うべきではないか。

（〔資料4-2〕実施要項 21 頁（別紙2）、1.）

【回答2】

航空機の運航及び飛行場の運用」研修は、最初に監督職員（発注者）が現場責任者（民間事業者、以下（民））に対して研修を実施し、次に現場責任者（民）が作業員（民）に対して研修を行う。その後、作業員（民）に対してレポートの提出等を行わせて、監督職員（発注者）が研修成果を確認した上で、履修証明書を交付している。なお、専門能力が不足しているとみられる場合は追加の指示を行っている。

実施要項（案）の文言の順番と研修の順番が逆になっており、研修実施方法がわかりづらくなっていた。

【対応2】

実施要項の文言を研修の順番のとおり修正し、アンダーラインを引いて、「航空機の運航及び飛行場の運用」研修は、まず監督職員（発注者）により現場責任者（民）に対して行われることを強調した。

5. パブリック・コメントの対応について

平成29年9月13日から10月27日までの間パブリック・コメントを実施したが、いずれも文言整理修正の意見であり、実施要項の内容の修正には至らなかった。

以 上